明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十二年五月二十九日開催の第三十六期通常総代会において、出資一口の金額を三千円から千円に減少することを決議いたしました。この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、財産目録及び貸借対照表は、当組合の主たる事務所に備え置いてあります。

以上、農業協同組合法第四十九条第二項の規定により公告いたします。

平成二十二年六月八日

福島県白河市弥次郎窪二九番地一

白河農業協同組合

代表理事組合長　小室　信一

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十二年五月二十三日開催の総会において、出資一口の金額を一万円から二千円に減少することに決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び、貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

以上、中小企業等組合法第五十六条の二第二項の規定により公告します。

平成二十二年六月八日

兵庫県川西市小戸一丁目五―二ＫＳＫビル

四階　川西市飲食旅館業協同組合

理事長　田中　敏春

信託の併合の公告

日本リテールファンド投資法人及びみずほ信託銀行株式会社（受託者）は、左記のとおり、平成二十二年七月十三日付で左記二（一）の不動産管理処分信託契約に基づく信託（Ａ信託）及び二（二）の不動産管理処分信託契約に基づく信託（Ｂ信託）を併合しますので公告します。

この併合に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

一、信託の併合をする各信託の当事者

（一）Ａ信託

委託者兼受益者

東京都千代田区丸の内二丁目七番三号東京ビルディング

日本リテールファンド投資法人

受託者

東京都中央区八重洲一丁目二番一号

みずほ信託銀行株式会社

（二）Ｂ信託

委託者兼受益者

東京都千代田区丸の内二丁目七番三号東京ビルディング

日本リテールファンド投資法人

受託者

東京都中央区八重洲一丁目二番一号

みずほ信託銀行株式会社

二、信託の併合をする各信託の年月日及び各信託についての信託契約の内容

（一）Ａ信託

東建ビルディング株式会社及び受託者間の平成十七年一二月二十七日付不動産管理処分信託契約（その後の変更を含む。）

（二）Ｂ信託

東京テアトル株式会社及び受託者間の平成十八年十二月二十一日付不動産管理処分信託契約（その後の変更を含む。）

なお、右記（一）及び（二）の各信託の年月日は、それぞれ右記記載の契約締結日と同日です。また、右記（一）及び（二）の各信託についての、信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十三条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会下さい。

三、併合後の信託の信託財産責任負担債務の履行の見込み

履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については左記連絡先にご照会下さい。

四、連絡先

東京都中央区八重洲一丁目二番一号

みずほ信託銀行株式会社

不動産投資顧問部

電話番号　〇三―三二七四―九〇八二

平成二十二年六月八日

受託者

東京都中央区八重洲一丁目二番一号

みずほ信託銀行株式会社

代表取締役社長　野中　**隆**史

訂正公告

平成二十二年五月二十一日（号外第一〇七号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、合併公告の株式会社朝日オリコミ茨城の住所「茨城県土浦市虫掛東三六七八番地」とあるは「茨城県土浦市虫掛字東三六七八番地一」とあるは「茨城県土浦市虫掛字東三六七八番地」、決算公告の株式会社常南折込広告の住所「茨城県土浦市虫掛東3678番地1」とあるは「茨城県土浦市虫掛字東3678番地」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

平成二十二年六月八日

茨城県土浦市虫掛字東三六七八番地

（甲）株式会社朝日オリコミ茨城

代表取締役　小倉　史義

茨城県土浦市虫掛字東三六七八番地

（乙）株式会社常南折込広告

代表取締役　渡辺　謙

訂正公告

平成二十二年五月三十一日掲載の相続債権者及び受遺者への配当加入の申出の催告中、「静岡地方裁判所」とあるは「静岡家庭裁判所」の誤りにつき訂正いたします。

平成二十二年六月八日

愛知県名古屋市中区丸の内三丁目一七番二九号丸の内ｉａビル四階織田幸二法律事務所

財産分離審判申立人株式会社ゆうちょ銀行　代理人弁護士　織田　幸二

正　誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十二年四月七日公布政令第百十九号（電波法関係手数料令の一部を改正する政令）（印刷誤り）				
	六	上	五に改め、「一一、九〇〇」と	に改め、「一一、九〇〇」と
平成二十二年二月二十六日（号外第三十九号）公布環境省令第一号（土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令）（原稿誤り）				
	三	上	五十センチ	深さ五十センチ
	〃	〃	一二終りから一八	ては深さ
三ページ上段終りから一七行目の「五十センチメートルまでの土壌を除く。」は「深さ五十センチメートルまでの土壌を除き、第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質の量を測定する場合にあっては地表から深さ五十センチメートルの土壌並びに同号トの場合における汚染のおそれが生じた場所の位置の土壌及び当該汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルの土壌を除く。」の誤り。				
	七	上	深さ	地表から深さ
	〃	〃	一五終りから	土壌並びに
	〃	〃	土壌及び	位置の土壌及び
	〃	〃	位置	当該汚染のおそれが生じた場所の位置
	〃	下	一一	第六十一条第二項第二号又は第六十四条
	〃	〃	一三	第六十四条
	〃	〃	一七	第三項前段
	〃	〃	一六	第四項後段の規定による管理票
	〃	〃	一四	前条」
	〃	〃	一六	に、
	〃	〃	三	調査
一〇ページ一〇行目の「、試料採取等対象物質（調査実施者が法第三条第一項に基づき土壌汚染状況調査を行う場合であって、第三条第一項の規定による調査対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報の把握を行わなかったときは、特定有害物質。以下この項において同じ。）」の誤り。				
	一〇	下	一一終りから	試料
	一三	上	〃　五	当該試料
	一四	下	二五	〔（ニ　削除）〕は削除する。
二一ページ上段様式第十三中「試料採取等」は「土壌汚染のおそれの把握等、試料採取等」の誤り。				
二一ページ下段様式第十四中「土壌汚染のおそれの把握等」は「土壌汚染のおそれの把握」の誤り。				
	二二	下	終りから八	積み替え
	二五	〃	一九	当該要措置区域等
	〃	〃	一二	書類その他の施設
平成二十二年二月二十六日（号外第三十九号）公布環境省令第二号（汚染土壌処理業の許可の申請の手続等に関する省令の一部を改正する省令）（原稿誤り）				積替え
二六ページ下段一〇行目「改め」は「改め、同号ハ中「第二十四条第一項第一号」を「第九条第一項第二号」に改め、」の誤り。				当該要措置区域等
	二八	下	五三十日以内	三十日
（印刷誤り）				
	二八	上	六同時に	同時に、

◉号外　六月八日付第一一九号九六
◉付録　五月官報目録一二ページ

ページ●同日付政府調達第一〇五号一六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五一〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）